



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2016年1月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

マイナンバーQ&A

皆さんのお手元にはすでにマイナンバーが届いているかと思えます。
今年の1月から本格的にスタートするこの制度。ご質問の多い事項をQ&A形式で
まとめました。

マイナンバーの通知カードがまだ届かないのですが、どうすればいいですか？
お住まいの市区町村に問い合わせをして、早急に受け取るようにしてください。

個人番号カードの取得は義務ですか？

カードの取得は義務ではありません。しかし、個人番号カードは、本人確認の手段
(身分証明書)として用いることができ便利です。

マイナンバーが漏洩すると、芋づる式に個人情報が漏れたりしませんか？

情報は分散管理されているため、仮に1ヶ所でマイナンバーを含む個人情報が漏洩
したとしても、個人情報を芋づる式に抜き出すことはできない仕組みとなっていま
す。

従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合、どう対応すればいいですか？

社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法律で定められ
た義務であることを説明し、提供を求めてください。それでも提供を受けられない
ときは、提供を求めた経過等を記録、保存しておく必要があります。

(青山 記)

確定申告の時期になりました！

必要な資料が揃いましたら、早めに当事務所までご連絡ください。

